

〔巻頭言〕

信託法改正にあたって

理事 雨宮孝子

2006年秋の国会で信託法改正案の審議が開始されている。本拙文が発表されるまでに信託法改正案が国会を通過するかどうかは不明であるが、この内容についてどうしても言っておかなければならないことがある。現行信託法第66条以下に規定がある公益信託の条文が改正案から抜けている点である。その理由が民法第34条の公益法人制度改革が行われており、公益法人のうち財団法人と同じ機能を有する公益信託については、公益法人制度の改革の結論をまってそれに平仄を合わせるためである。公益法人制度改革は、主務官庁による許可監督制が、民間公益活動の柔軟性や活性化にブレーキをかけ、それどころか KSD 事件に見られるように主務官庁と公益法人の癒着や天下り、補助金や税制優遇の悪用などが、大きな問題となったために行政改革の一環として行われた。2006年6月、公益法人制度改革関連3法が公布され、結果としては、主務官庁制がなくなり、いわゆる2階建ての法人制度が構築され、1階の一般社団法人、一般財団法人は公益性の有無にかかわらず準則主義で自由に設立でき、2階の公益性が認定された公益法人になるためには、民間人を入れた公益認定等委員会による認定が必要ということになった。公益法人については、主務官庁と公益法人をめぐり多くの不祥事がおこり、主務官庁の許可・監督というチェック機能があっても悪用を避けることができなかった。そこで役所の関与を排除し、悪用は事後チェックで行うこととなったのである。主務官庁による許可・監督制の問題点は、以前より主張されており、今回、主務官庁制が排除された点は好ましいことである。これを、公益信託の実態にあわせてみると、これまで主務官庁と公益信託の癒着、補助金、優遇税制の悪用などは全くない。

現在存在する公益信託が助成型の事業しか認められておらず、その自由度が低いとか、指導により信託財産は金銭中心であるなどいくつか問題はあある。もちろん、主務官庁の許可・監督制がなくなり、自由に公益信託が設定できれば、今後公益信託の設定が増えるのは確かである。しかしながらだからといって、公益法人制度改革と同様に1階で非営利信託を準則主義で設定できるようにし、2階で公益信託の公益性が、認定されれば良いのであろうか。公益信託を準則または認証で設定できるようにすれば良いのではないか。一体非営利信託の需要はどのくらいああるのであろうか。私見としては財産隠しに利用されるのではないかと危惧する。そもそも民間公益活動の主体としての公益信託は、2006年3月末では563件と数こそ少ないが、最近では、今までのような奨学金目的や研究助成の信託だけでなく、成年後見人に対する報酬の一部助成や、特に都道府県の設定した公益信託には財政基盤の十分ではないNPO法人やボランティア活動団体への支援など、少額ではあってもニーズに即応できる手段として、透明性の高い公益信託が利用されている。今後は、公益信託という制度を通して、たとえば24時間テレビの募金活動や災害時の募金など一般の人からの募金を確実な管理体制のもとで使うなどの例に大きな期待が持てる。法人だけでなく信託制度がもっと活用されるべきなのであある。民間公益活動の主体として複数の選択肢がああるのは、利用者である一般市民にとって便利である。信託法改正に際して、公益法人制度改革と平仄を合わせるべく公益信託の改正を後回しにしたのは、非常に問題である。信託法改正案の作成の時点で、十分な検討がなされてしかるべきだったと思う。今回の信託法改正案に公益信託に関する規定を入れず、新信託法が成立してから、もう一度改正するのか、整備法で改正してしまうのか不明であるが、このような改正方法に問題がああるのではないかと思う。